

広島県告示第二百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十一年広島県告示第千九号で認可した江田島都市計画下水道事業江田島公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

江田島市

二 都市計画事業の種類及び名称

江田島都市計画下水道事業江田島公共下水道

三 事業施行期間

平成四年三月九日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成二十一年広島県告示第千九号の事業地より、江田島市江田島町大字津久茂字住釜、字浜ノ谷、字立路、字里小路、字中小路及び字薄木並びに字西ノタン、字イブ子、字石風呂、字世上、字本浦、字山ノカミ、字小用タヲ、字中小用、字ゲンタ、字アカハ子、字中松田、字松田及び字タデクサ山並びに津久茂二丁目、津久茂三丁目、宮ノ原一丁目、宮ノ原二丁目、宮ノ原三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、小用一丁目、小用二丁目、小用二丁目地先、小用三丁目、鷺部一丁目及び鷺部二丁目を削除する。

使用の部分

平成二十一年広島県告示第千九号の事業地より、江田島市江田島町大字津久茂字住釜、字浜ノ谷、字立路、字里小路、字中小路及び字薄木並びに字西ノタン、字イブ子、字石風呂、字世上、字本浦、字山ノカミ、字小用タヲ、字中小用、字ゲンタ、字アカハ子、字中松田、字松田及び字タデクサ山並びに津久茂二丁目、津久茂三丁目、宮ノ原一丁目、宮ノ原二丁目、宮ノ原三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、小用一丁目、小用二丁目、小用二丁目地先、小用三丁目、鷺部一丁目及び鷺部二丁目を変更する。